

議案第68号

二宮町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年12月15日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地方公務員法の一部改正により、定年前再任用短時間勤務職員の給与等を定めることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

二宮町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和37年二宮町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を、「以下「」の次に「現業」を加える。

第2条を次のように改める。

（給与の種類）

第2条 現業職員で常時勤務を要するもの及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下これらの者を「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いたものとする。

3 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当とする。

4 前項の規定にかかわらず、法第22条の4第1項の規定により採用された職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当とする。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員の給与）

第4条 現業職員で法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年二宮町条例第14号）の規定によるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の二宮町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

(議案第68号) 二宮町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定により準用される地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第57条に規定する、一般職に属する単純な労務に雇用される職員（以下「<u>現業職員</u>」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p><u>(給与の種類)</u></p> <p>第2条 <u>現業職員で常時勤務を要するもの及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下これらの者を「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</u></p> <p>2 <u>給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。</u></p> <p>3 <u>手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当とする。</u></p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、法第22条の4第1項の規定により採用された職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当とする。</u></p> <p><u>(会計年度任用職員の給与)</u></p> <p>第4条 <u>現業職員で法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年二宮町条例第14号）の規定によるものとする。</u></p> <p>(実施規定)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定により準用される地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する、一般職に属する単純な労務に雇用される職員（以下「職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p><u>(給与の種類)</u></p> <p>第2条 <u>職員の給与は、給料並びに扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年二宮町条例第14号）の規定によるものとする。</u></p> <p>(実施規定)</p> <p>第4条 (略)</p>